

社会倫理研究所NEWSLETTER

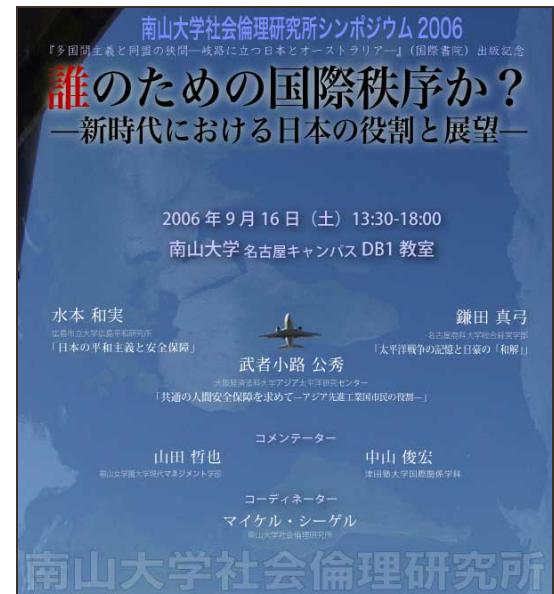
社会倫理研究所ニュースレター

第18号 | 2006年6月・7月

■CONTENTS | 社倫研ニュース | 懇話会オンライン | 懇話会報告 |

社倫研ニュース

来る9月16日(土)に、社会倫理研究所シンポジウム「2006「誰のための国際秩序か？—新時代における日本の役割と展望」」が開催されます。本シンポジウムは、昨年秋に開催された日豪合同ワークショップ「9.11事件以降の世界における公正と平和を求めて：日本とオーストラリアのためのオルタナティブを構想して」での議論を踏まえて書き下ろされた論文集『多国間主義と同盟の狭間：岐路に立つ日本とオーストラリア』の出版を記念して企画されたものです。



提題者として、大阪経済法科大学アジア太平洋研究センターの武者小路公秀先生、広島市立大学広島平和研究所の水本和実先生、名古屋商科大学の鎌田真弓先生をお招きして、新時代における日本の役割と展望について、各々の視点から語っていただきます。また、コメンテーターとして、国連を取り巻く諸事情に詳しい栃山女学園大学の山田哲也先生、米国を取り巻く諸事情に通じた津田塾大学の中山俊宏先生をお招きします。なお、シンポジウム全体を通じて、社会倫理研究所第一種研究所員のマイケル・シーゲルがコーディネーターを務めます。

シンポジウムへの参加は無料となっております。多くの方々のご来聴をお待ちしております。シンポジウムの詳細については、シンポジウム告知ウェブページをご覧下さい。

懇話会オンライン

今回は、日本学術振興会特別研究員の佐々木拓先生のご講演「責任に関する言い訳アプローチ：自由意志の場合」をお届けいたします。

去る2006年6月17日(土)、南山大学名古屋キャンパスJ棟1階Pルームにて、2006年度第2回懇話会が開催されました。今回は、「ロールズ正義論の再考」という統一テーマのもと、『社会と倫理』第19号の特集「ジョン・ロールズの政治哲学」にご寄稿いただいた二人の先生を講師にお招きしてご講演をいただきました。

第1報告は神原和宏先生（久留米大学法学部・法科大学院教授）の「ロールズと共和主義—自由主義と民主主義の関係について」でした。大学院で研究を開始されたときの主たる対象はルソーの思想、とりわけ「法規範の根拠」としての社会契約論に関心を有しておられた関係で、その後英米の議論状況下、ロールズの正義論に注目され、これを＜自由主義＞と＜民主主義＞という政治哲学上重要な原理の緊張関係において思想的定位を図ろうとされた由です。



憲法学上は、自由主義は人権保障原理さらには違憲審査制に結びつき、民主主義は国民主権原理ひいては国会中心主義に結びつくと考えられます。しかし、こうした表層的理解を一步深めていくと、例えば、井上達夫氏の類型化にみられるように、こうした緊張関係を調整することを目指す幾つかのアプローチがみられると言います。即ち、(1)形式化プロジェクト、(2)実体化プロジェクト、(3)プロセス化プロジェクト、(4)理念的プロジェクト。それぞれのプロジェクトを担う具体的思想は、(1)形式的法治国家論（又は手続的自然法論）、(2)近代自然権思想、(3)参加代表促進論（又は熟慮民主主義、公民的共和主義）、(4)井上理論。

こうした諸類型に対して、共和主義は、自由主義に対応しながら、「公共的なもの」と「私的なもの」との架橋を目指す理論として意味付けられました。その基本主張は、公民的徳性を重視する強い立場の共和主義としての「徳性-陶冶型共和主義」と民主主義的プロセスへの参加を重視する「審議-参加型共和主義」とに見られ、これらは、ロールズにあっては、「公共的ヒューマニズム」と「古典的共和主義」、そして「公共的共和主義」にいわば精密化されていきます。公共的ヒューマニズムはアリストテレス主義の一形態であって、我々人間の「政治的存在性」を強調します。詰り、政治参加そのものが人間的存在の充足（報告では「完全な善の格別のあり方」）と考えられ、先の「徳性-陶冶型共和主義」に近接します。古典的共和主義は、マキャヴェリやトクヴィル的な立場で、我々は自由を守るために政治にコミットしなければならない、即ち、いわば政治を手段視する立場と考えられます。ロールズが挙げる三つ目は、彼の構成としての正義と目標を共有する「熟慮による政治的討論の重要性を」強調するものです。

問題状況を把握するためのこうした理論的配置を前提にした上でさらに考察を深める

ために神原先生が導入するのは、ロールズ・ハーバーマス論争です。ガットマンは「自由主義と民主主義の関係を問うことは、消極的自由と積極的自由の関係を問うことと実は同じである」と言います。そして、ハーバーマスによれば、ロールズの立場は近代人の自由である「消極的自由」重視の立場に他ならず、古代人の自由であった「積極的自由」、つまり政治的自律がそれに比して軽視されているとのことです。

ルソーにせよカントにせよ、信教の自由・良心の自由、生命、個人の自由および所有権の保護といった＜近代人の自由＞と、参政権・コミュニケーション権といった＜古代人の自由＞を等根源的なものとして重視していた。しかし、ロールズの直観とは裏腹に、彼は自由主義的な基本権を優先する結果、民主的プロセスをいわば背後に追いやってしまっている。これがハーバーマスからのロールズ批判です。

ご報告ではこうした問題の所在の指摘、それに基づくロールズからの応答などが詳しく解説されました。それらを省略して、次のジレンマの指摘をご紹介しておきます。それは、「人権が主権的立法者に対してパターナリストイックな外的制限を課すのであれば、主権的立法者は自律的に立法をおこなうとは言うことはできなくなり、その自律性は失われることになる。しかし同時にいかに自律性を持った主権的立法者であっても、人権を侵害する立法を制定することはできない」というジレンマだとされます。これは我が国の憲法状況を考えると単なる理論的問題解決の練習問題というのではないことが十分理解されることです。

ハーバーマスの論難に対してロールズは次のように応酬します。ここではアッカーマンの創憲政治 (constitutional politics) と通常政治 (normal politics) の区別を設けて、批判に対応しているようです。憲法政治のレベルでは人民の憲法意志が基本権に優位します。公正としての正義の理論は、正義の政治的構想であり自然法理論ではないので、「近代人の自由は人民の憲法意志に優位する制約を課さない」とされます。この点でロールズとハーバーマスは同じことを言っているように見えます。しかし、ロールズは「歴史的な視点」も考慮に入れて、次のようにも言っているようです。つまり、「あらゆる世代が、正当性の本質的議論に対して道理に適った結論を導くことや、新しく正当な憲法を自らに与えることを要求されているというわけではないのである」と。これに対して、大石眞京大教授は「囚われの国民主権」という問題提起をなさっている由です。



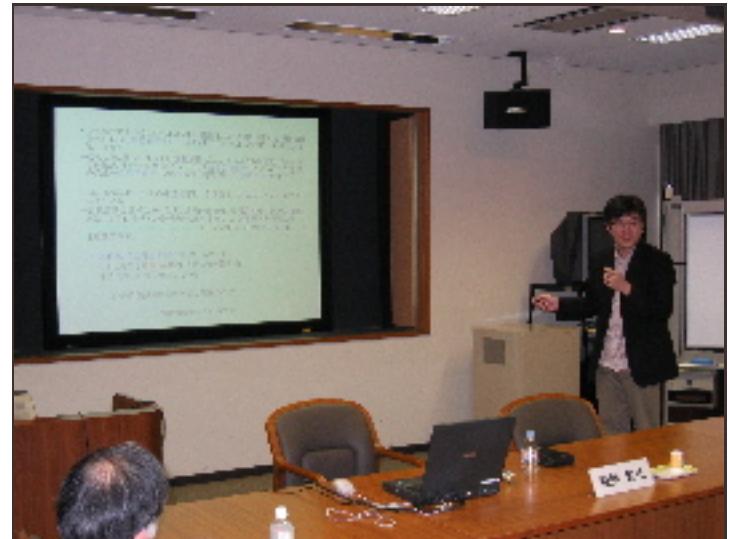
さて、政治的自律と私的自律という根本問題にもう一度立ち返って、この両自律の両立可能性、架橋可能性、一致可能性について、ご報告は更に議論が展開されました。ロールズの身にしてみれば、ハーバーマスの問題提起は重要であり、尚且つ、誤解も一部見られるようですが、ここでは、ロールズが持ち出す「人格の持つ二つの道徳的能力」について特に言及されます。それらは「正義感覚への能力」と「善の構想への能力」です。前

者は古代人の自由に連なる「公的自律」であり、「社会的協働の公正な条項を明確化する政治的正義の原理を理解し、適用し、それに（たんに合致しているだけでなく）準拠して行動する能力」とされます。後者は、近代人の自由ないし「私的自律」に関わるもので、「善の構想をもち、修正し、合理的に追及する能力」とされます。しかも、これら両能力に基づく二つの自由は、ロールズにおいては、その<人格>概念の中に、分離できずに組み込まれている、と主張します。ロールズは、公的自律と私的自律、積極的自由と消極的自由との等根源性・内的連関性を認めています。しかし、積極的自由は消極的自由の手段価値しか有しないのか、両者が衝突した場合の優先順位はどうなのか、そもそもロールズの立論は成り立っているのかといった問い合わせが提起されます。

ハートは、ロールズの自由の優先性というルールないしその論証は成功していないにも拘らずロールズがそのテーゼに固執する隠された背景には、彼自身が密かに抱いている「潜在的な理念」があると指摘しています。その理念とは、「社会生活の主要な善の中でも政治的な活動や他者への奉仕に高い価値をみとめ、単なる物質財や満足のためにはそのような活動の機会を交換することを耐えられないと考えるような、公的精神に充ちた市民の理念」であるとされます。ハートによる批判の要点は、ロールズはこの「公的精神に充ちた市民の理念」という潜在理念を暗黙の前提としているので、政治的自由を経済的価値に優先させるという優先性のルールを原初状態の当事者に押し付けているというわけです。

ロールズは、ハーバーマスやハートらからの批判を真剣に受け止め、彼の正義論を更に修正精緻化していったようです。そこでは、或る意味では、その正義論が共和主義的でもあり、当初のリベラリズムとの差異が不明瞭になっているとか、諸自由の中での相対的な高下関係についての理解が首尾一貫していないように見えることが否めないといった問題が残されているようです。それにしても、彼が20世紀に政治哲学の分野で大きな問題提起をして、「立憲民主制的な法システムの活性化」に大きく貢献したことは間違ひ無さそうだ、と神原先生は論を結びました。

第二報告は、福間聰先生の「ロールズ哲学から見た規範倫理学とメタ倫理学—政治哲学における「理由」の復権—」でした。まず福間先生は、20世紀英米倫理学の系譜を素描します。ムーアの『倫理学原理』が出版された1903年から語り起こされ、40年代以降の論理実証主義ないし非認識説、或いは情動主義（情緒主義）の隆盛、50年代における、トゥールミン、バイアーによる理由探求的アプローチなどの非認識説への攻撃などを経て、70年代以降の規範理論の復活に至る流れが概観されました。この規範理論の復活によって日本ではメタ倫理学への関心が急速に薄らいだのに対して、英米では、80年代以降の自然主義や道徳実在論をめぐる論争を中心にメタ倫理学の議論が盛んに行われて來た、と福間先生は述べました。



このように、日本ではロールズ出現後、規範倫理学・政治哲学への関心が急速に高まるというプラス効果が生じたと同時に、倫理学におけるメタ倫理学のその後の展開への目配りが疎かになった嫌いがあると福間先生は指摘しました。そうした眺望の下、先生はロールズの業績をメタ倫理学の観点から眺めるとどういう風に見えてくるのか、そしてそれはどのような含意を有するかという問題関心から話題を提供・展開しました。

先ず、1970年代におけるロールズ『正義論』による第1革命は、一般にメタ倫理学から規範倫理学への展開と見なされているが、正確には、「法学的倫理学」という新たな分野の発生を意味していること、英米では倫理学の主流は常に「メタ倫理学」であったこと、この二つを指摘されました。福間先生は、ロールズ理論は、規範倫理学のみならず、メタ倫理学の方面でも道徳言語の分析にとどまらず、道徳的正当化、合理的選択論、道徳心理学といった分野を糾合する「偉大な発展」を成し遂げたと見ます。

ロールズの著しい貢献として「道徳的判断や原理の正当化」の問題圏について、「道徳的理由」、「熟考された道徳的判断」、「公共的理性・理由」の提起が見られるとしても、それには先行思想家の遺産があり、特にトゥールミン、バイアーが指摘されます。

ロールズの偉大さは、しかし、その先行業績を更に推し進めた点にあります。即ち、トゥールミンにおいては道徳的言明が依拠している価値基準や原理を所与として、それらを明確化することが目的とされていたのに対して、ロールズは、その前提された所与それ自体を、言い換えると、価値基準・原理そのものの妥当性や正当性を問うという作業を敢行したといいます。こうして、規範倫理学とメタ倫理学との融合・統合が試みられます。



福間先生は、ロールズのメタ倫理学的立場の解説作業に着手して、(1)意味論からは「記述主義」、(2)認識論からは「認知主義」、(3)存在論からは「構成主義」、(4)道徳心理学からは「内在主義」という定位を見定められ、それぞれ解説を施しました。(1)について、記述主義は道徳的判断には真偽が存在するとする立場であり、それは「或るもののが善いものであるとは、その種の事物において、欲することが合理的な諸特性をそれが有していることであり、善という用語はこの欲することが合理的である諸特性という不变の意味によって特徴付けられている」と説明されます。福間先生によれば、この記述主義なら、指令主義などがいう道徳言語の行為指針性も説明可能となります。(2)について、認知主義では道徳的判断は「我々の信念を表明したもの」と理解されるので、ロールズの場合なら、我々の道徳的判断は「熟考された道徳的判断」であり、その正当化においては「整合説」が採られ、しかもその正当化は「反照的均衡」だけではなく「合意に基づく正当化」をも含むのだ、と説明されました。

(3)について、存在論では、道徳的事実は我々によって構成されたものであると考える「構成主義」が採られ、有名な善と正の二分法が採用されること、前者については自然主義、後者については「(原初状態を導入する) 契約主義」の立場が採られることが語られました。福間先生は、道徳的事実を定義する場面でのロールズの立場を、ヘアの非認知主義とも、ムーアの合理的直観主義とも、外在主義的道徳実在論とも、内在的道徳実在論とも異なると説明されました。

(4)について、福間先生は、道徳心理学においてロールズは内在主義を採っていると考え、独自の解釈を展開します。これは、原初状態の人々が選択した正義の二原理に何故または如何なる仕方で現実の我々は従わねばならないのか、という問題です。福間先生は、ここで原初状態の当事者達自身の合意自体にではなく、合意に至る「理由」にこそ着目すべきことを提唱されます。詰り、現実的ないし仮想的な合意それ自体ではなく、合意を与えるための「十分な理由」への着目です。こうして、道徳的判断における「動機付けの問題」が議論の展開に取り込まれることになりますが、これは人格構想の問題に繋がると共に質疑応答での問題の焦点ともなりました。

福間先生は次のように説明します。「民主的な社会に住んでいる、自由で平等な、そして理性的で他者と協調的でもある道理をわきまえた市民」という人格構想が、正義や道徳的諸問題を解決するための一構想として、現実の我々によって正当に受け入れられるものであるならば、そのような市民ないしその代表者によって理に適った仕方で同意された諸原理に従おうという動機付けが我々において生じます。その理由は、道徳的実践を含んだ社会の基礎構造に適用される諸原理と人格構想が不可分の関係にあり、そのような市民になりたいならば、又はそのような市民であることに価値を見出しているならば、彼らが同意した原理に従って行為する必要があるからです。



こうして福間先生は、意味論にあっては記述主義、認識論にあっては認知主義、存在論にあっては構成主義、道徳心理学にあっては人格構想に基づく内在主義を採るロールズは、このメタ倫理学的基礎を有するお陰で、公共的理性・理由と市民の特性に基づく「熟議民主主義」を主張することができたのだ、と結ばれました。

質疑応答では、参加者を交えて熱心な議論が時間を忘れて繰り広げられました。報告くださった両先生とも、収穫があったようで、主催者としても有り難いことでした。神原、福間両先生はもとより、活発で建設的な質疑応答を可能にしてくださったご来場いただいた方々にお礼を申し上げます。(文責 | 山田)